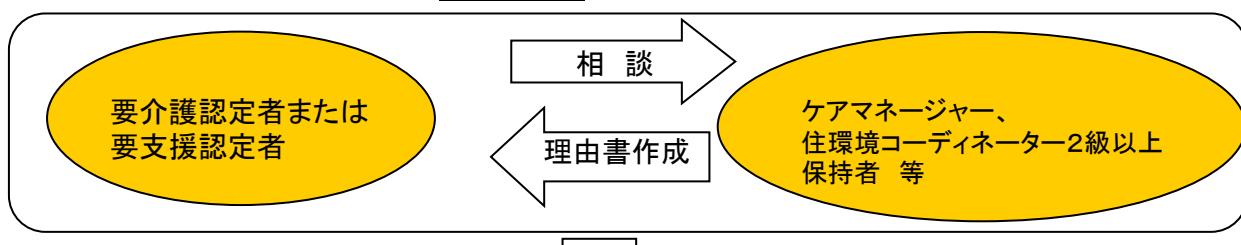


介護保険

住宅改修費(償還払)の支給申請手続きについて

R6.7 更新



住宅改修費の支給のための事前申請

- 以下の支給申請書等を市役所1F介護保険課へ提出してください。工事内容については受付後に審査します。(詳しい相談が必要な場合には電話 046-260-5168 で予約をしてから来庁してください。)
- 申請書受付後に、追加の資料提出や、修正の為の書類の引き取り等をお願いする場合があります。

<提出書類>

- 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- 住宅改修が必要な理由書(住環境コーディネーターが作成した場合は資格証の写しを添付)
- 工事費内訳書(工事費見積書など)。材料費と手数料は分け、なるべく細かく記載してください。)
- 住宅の所有者の承諾書(住宅改修を行う住宅の所有者が異なる場合)
- 住宅改修前と完成後(予定)の状態がわかるもの(改修前写真(写真は写真内に日付のあるもの)に完成予定の図を書き加えたもの、又は現状写真といっしょに完成前と後の図面を添付)

* 申請書の改修費用、日付は記入しないでください。また、欄外に捨印をお願いします。

* ご家族が申請に来庁する場合は印鑑及び被保険者証をご持参ください。

* ご本人やご家族が施工する場合は、材料の購入費のみ支給対象となります。

※市の「着工許可」なく工事をした場合は、介護給付の対象外となります。

着工許可
事前申請受付後、不備等ない場合には10営業日程度

※事前申請後、工事内容に変更が生じた場合は市に連絡が必要です。変更内容により再申請が必要となる場合があります。

工事施行し、完成。
利用者は工事施行業者へ工事費を支払い、領収書を受け取る

申請2回目

住宅改修費の請求

- 工事終了後領収書等を市役所1F介護保険課へ提出し、住宅改修費を請求する。

<提出書類>

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 事前申請受付印のある申請書の写し | <input type="checkbox"/> 工事費内訳書
(1回目と変更なければ不要) |
| <input type="checkbox"/> 領収書(工事費内訳書合計額と同額のもの)
※コピー不可。原本を提出してください。 | <input type="checkbox"/> 大和市長あての請求書
(申請書と同じ印鑑を押印) |
| <input type="checkbox"/> 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(トイレ、浴室等の箇所ごとの改修前・改修後
それぞれの写真とし、写真内に日付のあるもの) | |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し | |
- ※請求書の被保険者(相続人)の身分証明書(介護保険被保険者証の写し)を提出してください。

* 請求書の請求金額、日付は記入しないでください。また、欄外に捨印をお願いします。

* ご家族が申請に来庁する場合は印鑑及び被保険者証をご持参ください。

決定通知後、請求書に記載された口座へ入金
(月末請求分まで翌々月中旬までに入金予定)

【問合せ先】 大和市介護保険課 給付係 電話046-260-5168